

総合評価点算定基準

1 趣旨

この算定基準は、総合評価落札方式実施要領に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

- (1) 技術提案型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：50.0～80.0 点
 - ② 価格以外の評価点：20.0～50.0 点
- (2) 工事成績等簡易型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：78.75～98.0 点
 - ② 価格以外の評価点：2.0～21.25 点
- (3) 工事成績等簡易Ⅱ型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：93.0～96.0 点
 - ② 価格以外の評価点：4.0～7.0 点
- (4) 地域貢献等簡易型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：91.0～97.0 点
 - ② 価格以外の評価点：3.0～9.0 点
- (5) 技術者実績等簡易型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：83.75～98.0 点
 - ② 価格以外の評価点：2.0～16.25 点
- (6) 技術者実績等簡易Ⅱ型における点数配分は以下による。
 - ① 価格点：97.0～99.5 点
 - ② 価格以外の評価点：0.5～3.0 点

3 総合評価点の算定方法

- (1) 技術提案型による場合は以下による。

ア 建設工事

総合評価点＝価格点＋技術提案の評価点＋簡易型の評価点

ただし、調査基準価格を下回る入札については、次の式を用いる。

総合評価点＝価格点＋補正後の技術提案の評価点＋簡易型の評価点

補正後の技術提案の評価点＝技術提案の評価点×補正率　〔小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め〕

補正率＝ $1 - 10 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / (20 \times \text{調査基準価格} - 17 \times \text{予定価格})$

※ 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第 3 第 1 号に定める低入札価格調査基準価格とする。

※ 技術提案の評価点の補正は、低入札価格調査基準価格を下回る入札価格に適用する。

※ 技術提案の評価点と簡易型の評価点を合わせて「価格以外の評価点」とする。

イ 業務委託

総合評価点＝価格点＋技術提案の評価点＋簡易型の評価点

※ 技術提案の評価点と簡易型の評価点を合わせて「価格以外の評価点」とする。

- (2) 工事成績等簡易型、工事成績等簡易Ⅱ型、地域貢献等簡易型、技術者実績等簡易型及び技術者実績等簡易Ⅱ型による場合は以下による。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、または受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第5又は第6に基づく失格基準価格未満で無効（失格）となった者、あるいは本要領第13第2項及び受注希望型競争入札実施要領第28に基づき無効となった者を除いて算定する。ただし、技術提案型の場合は予定価格を超えた者あるいは無効となった者を除く。

(2) 価格点の算出式

ア 建設工事（工事成績等簡易型、工事成績等簡易Ⅱ型、地域貢献等簡易型）

① 予定価格がWTO適用基準額未満

価格点＝配点×調査基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。

価格点＝配点×入札価格／調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第3第1号に定める低入札価格調査基準価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

② 予定価格がWTO適用基準額以上

価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

イ 業務委託（技術者実績等簡易型、技術者実績等簡易Ⅱ型）

① 予定価格がWTO適用基準額未満

価格点＝配点×調査基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。

価格点＝配点×入札価格／調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第3第1号に定める低入札価格調査基準価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

② 予定価格がWTO適用基準額以上

価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示す評価項目及び配点を基本とする。ただし、案件個別の実情に応じて以下の配点を上限として変更できるものとする。

(1) 技術提案型 (20.0~50.0 点)

総合評価落札方式 (技術提案型) 試行要領による。

(2) 工事成績等簡易型 (2.0~21.25 点)

工事成績、本店の所在地、その他の項目について算定する。ただし、工事成績及び建設マネジメント (労働環境) については必須の評価とし、それ以外は選択とする。また、評価の基準は以下により、案件ごとに定めるものとする。(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

① 工事成績 (選択) : 県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。(最大 7.0 点)

a 評価点 = $3.0 \sim 7.0 \text{ 点} \times (\text{工事成績点} - 65) / (\text{最高工事成績点} - 65)$

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去2か年の工事成績評定点を単純平均して求める。

なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。

また、本店扱いの営業所等が認定を受けた業種において応札する場合は、本社・他の営業所等の成績点は含まない。

[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が86点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。
(評価点の計算において、86点を上限とする。)

※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5 工事成績点は、毎年四半期毎 (見直し基準日: 4/1、7/1、10/1、1/1) に見直したものを適用する。

※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

※7 工事成績点は、見直し基準日より3か月以前から2か年遡った間にしゅん工している工事 (しゅん工年月日) の工事成績評定点を対象とする。ただし、2か年遡った間にしゅん工している工事が5件未満の場合は4か年とする。

※8 工事成績点の対象工事は、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。

※9 工事成績点は、業種区分に関わらず全ての工事を対象とする。なお、専門性の高い工事 (「とび・土工・コンクリート工事」「舗装工事」「電気工事」「管工事」「鋼構造物工事」「水道施設工事」) にあっては案件ごとに定める業種の工事を対象とすることができるものとする。

※10 予定価格3,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事の内、一般的な内容の工事は5.0点を標準とする。

※11 予定価格3,500万円未満の土木一式工事の内、一般的な内容の工事は3.0点を標準とする。

※12 予定価格900万円以上9,000万円未満の土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート工事の内、災害復旧工事・災害関連工事 (災害復旧工事等) で一般的な内容の工事は3.0点を標準とする。

※13 土木一式、建築一式、舗装、とび・土工・コンクリート、鋼構造以外の業種に係る工事は

3.0点を標準とする。

※14 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

※15 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1-1（粗雑工事、契約違反）に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が、見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。

②工事実績（選択）：専門性の高い工事や経験・実績などにより工事品質の確保が可能な工事において同種工事の実績の有無と、過去の工事表彰の有無により評価する。（最大2.25点）

1）同種工事実績（最大2.0点）

a 同種工事の実績が豊富である者（一定の規模、件数など） : 2.0点

b 同種工事の実績を有する者（一定の規模、件数など） : 1.0点

※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。

※2 実績は、公共機関等（CORINSへの登録に関する規約第3条で定義された機関）から発注された工事を元請したものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含める事ができるものとする。

※3 求める実績の期間、規模又は件数等については、「同種工事（業務）に関する基本的な考え方」を参考に、案件毎に発注機関の長が定めることとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

※5 予定価格9,000万円未満の土木一式工事の内、一般的な内容の工事（工事成績点を5.0点以下とした工事）については選択しない。

※6 本店扱いの営業所等が応札する場合は、本社・他の営業所等の実績は含まない。

2）優良工事等表彰実績（最大0.25点）

a 過去3か年に建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優良工事等表彰の受賞実績を有する者 : 0.25点

※1 上記aは②の1）a又はbの加点に加えて加点することができる。

※2 当該年度の受賞者は、翌年度4月1日公告分から評価できるものとする。

③地域要件（選択）：対象工事の実施箇所と応札者の本店所在地を基に評価する。（最大2.5点）

a 対象工事と同一の市町村に本店のある者 : 2.0点

b 対象工事と同一の地域振興局管内に本店がある者 : 1.0点

c 鋼橋等で県内に製作工場を有する者 : 1.5点

※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。cについては、本店所在地による加点に加えて加点する事ができる。

※2 市町村の設定は平成元年合併後の新市町村区分によることを原則とする。地域或いは工事箇所の実情を考慮する必要がある場合は、旧市町村単位の設定、複数市町村の設定をすることができる。

※3 地域振興局管内を入札参加資格要件とする場合は、予定価格に係わらずaの配点を1.0点に、bの配点を0点にする。

※4 予定価格9,000万円以上2億3,000万円未満の案件は同一市町村内（1.0点）、同一地域振興局管内（0.5点）とする。

※5 予定価格2億3,000万円以上の案件は、同一4ブロック内（1.0点）とする。なお、コンクリートを主材料とする砂防堰堤工事にあつては同一地域振興局管内（1.0点）、同一4ブ

ック内（0.5 点）とすることができる。4ブロックは、東信、南信、中信、北信の4地区を指し、ブロック別の対象地域振興局は、東信（佐久、上田）、南信（諏訪、上伊那、南信州）、中信（木曽、松本、北アルプス）、北信（長野、北信）とする。

※6 災害復旧工事等で工事成績加点を3.0点としたものは対象工事と同一の市町村又は、市町村を細分化した地域に1.0点とする。

※7 工事内容によっては上記によらない地域及びその加点内容を設定できるものとする。

※8 予定価格がWTO適用基準額以上の場合は加点しない。

④社会貢献（選択）：道路除雪契約、小規模補修工事当番への登録等、災害時応急活動の実施状況により評価する。（最大2.5点）

1) 除雪契約（最大1.5点）

a 長野県と道路除雪契約（凍結防止剤散布業務のみを除く）を締結している者又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約を締結している者のうち道路除雪業務を担当している者 : 1.5点

b 長野県と道路除雪契約（凍結防止剤散布業務に限る）を締結している者、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約を締結している者のうち凍結防止剤散布業務を担当している者又は長野県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布業務のみを除く）を締結している者 : 1.0点

c 長野県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布業務に限る）を締結している者 : 0.5点

※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加点する。

※2 毎年1月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

※3 道路除雪には、「春山除雪」「駐車場除雪」等は含まれない。

※4 建築工事については、除雪契約を「県営住宅における緊急修繕業者への登録」に読み替えて、0.5点とする。

2) 小規模補修工事当番登録等（最大0.5点）

a 県の小規模補修工事当番登録している者、又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者（重複加点しない） : 0.5点

※1 小規模維持補修工事当番登録は「土木」又は「電気機械」の別を明示し、毎年4月1日公告分から該当年度での当番登録者に切り替えるものとする。

※2 「小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者」は、契約工期の開始日から次の同箇所を対象とする契約の工期開始日前日までを対象とする。

※3 「小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者」には、構成する全社を含む。

※4 建築工事については、「県内の水道事業者の給水施設指定工事店登録者」とする。

3) 災害時応急活動（1.0点）

a 県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内・該当地域において発注機関からの依頼を受けて災害応急活動を行った者

: 1.0点

4) 災害時緊急体制の整備（0.5点）

a 県との災害協定に基づく、被災状況調査などの緊急活動に協力する体制を整えている者

: 0.5点

- ※1 「緊急活動に協力する体制を整えている者」は、長野県被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者を雇用する企業を対象とする。
- ※2 「緊急活動に協力する体制を整えている者」は、過去3か年間長野県砂防ボランティア協会に所属し、かつ斜面判定士の認定を受けている者を雇用する企業を対象とする。
- ※3 長野県砂防ボランティア協会に所属する者については、毎年10月1日公告分から当該年度での会員登録者に切り換えるものとする。
- ※4 企業局発注の水道施設工事については「水道施設災害時等の応急措置協定締結者」とする。
- 5) 信州リサイクル製品又は資材の認定業者（解体工事に適用）（0.5点）
 - a 信州リサイクル製品普及拡大協議会が認定したリサイクル製品又はリサイクル資材を製造する事業者 : 0.5点

⑤技術者要件（選択）：契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の有無により評価する。ただし、鋼橋等の工場製作を含む工事において、工場製作と現場施工で別の技術者を配置する場合は、現場施工の技術者の要件で評価する。（最大5.25点）

1) 技術者資格（最大1.5点）

- a 複数技術者の配置、又は特に高度な資格を有する技術者が配置できる場合 : 1.5点
- b 求める資格を有する技術者が配置できる場合 : 1.0点
- c bに準じる資格を有する技術者が配置できる場合 : 0.5点
- ※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加点する。
- ※2 資格名は案件毎に具体的に明示することとし、複数資格の評価をできるものとする。
- ※3 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要）
- ※4 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人の資格で評価することができるものとする。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」、「実績等」、「ICT活用工事」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。
さらに、当該工事においては、現場代理人も主任技術者として担当した工事实績、工事成績とみなし、その後の工事で評価できる。（その後の工事の入札において、申請時に工事成績評定の写しならびに配置技術者予定調書を要する。）
- ※5 技術者の配置は、契約工期を基本とするが、技術者の専任期間（工事現場に専任で配置すべき期間）に準じて、配置の可否を判断するものとする。

2) 技能者資格（最大0.75点）

- a 2種類に登録基幹技能者が配置できる場合 : 0.75点
- b 1種類に登録基幹技能者が配置できる場合 : 0.5点
- ※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。
- ※2 種類は案件毎に明示することとし、2種類又は1種類を設定できるものとする。
- ※3 公告日現在で資格認定を受けていることを要件とする。
- ※4 評価対象は、元請及び1次下請企業の技能者を対象とし、主任技術者との兼務はできない。
- ※5 評価対象は1種類1名とし、2種類の場合は同一の技能者が申請することはできない。

3) 実績等（最大1.0点）

- a 過去5か年に長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4か年にしゅん工した国又は長野県発

注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が 82 点以上の実績を 2 件以上有する主任技術者を配置できる場合 : 1.0 点

b a 以外で、過去 4 か年にしゅん工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が 82 点以上の実績を 1 件有する主任技術者を配置できる場合 : 0.75 点

c a、b 以外で、過去 4 か年にしゅん工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が 78 点以上の実績を 1 件有する主任技術者を配置できる場合 : 0.5 点

※1 上記 a、b、c のいずれかの点数を加点する。

※2 当該年度の技術者表彰者は、翌年度 4 月 1 日公告分から評価できるものとする。

※3 a について、長野県優良技術者表彰の若手部門にあつては評価できる期間を過去 3 か年とする。

※4 工事成績評定点による加点については、主任技術者として担当した工事を要件とする。

※5 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、技術者の担当実績件数等に評価項目を変えることができるものとする。

※6 若手（公告日現在で 40 歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任技術者としての実績等で評価することができるものとする。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」、「実績等」、「ICT 活用工事」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。

さらに、当該工事においては、現場代理人も主任技術者として担当した工事实績、工事成績とみなし、その後の工事で評価できる。（その後の工事の入札において、申請時に工事成績評定の写しならびに配置技術者予定調書を要する。）

※7 産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した場合は、申請に基づき、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。

※8 災害復旧工事に従事した場合は、申請に基づき、この工期に相当する期間（工事開始日からしゅん工検査日まで）を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。ただし、災害復旧工事に従事した場合は、成績評定を実施しない工事に限る。

4) 継続学習（最大 0.75 点）

a 土木工事において、建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した CPD プログラムにおける学習単位が 60 単位以上、建築工事（建築一式、管工事、電気工事）において、建築 CPD 運営会議に属する団体が認定した CPD プログラムにおける学習単位が 36 単位以上の者を主任技術者として配置できる場合 : 0.75 点

b a 以外で土木工事において、建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した CPD プログラムにおける学習単位が 30 単位以上、建築工事（建築一式、管工事、電気工事）において、建築 CPD 運営会議に属する団体が認定した CPD プログラムにおける学習単位が 18 単位以上の者を主任技術者として配置できる場合 : 0.5 点

※1 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の 3 月 31 日までの 3 年間の内にあるものの。

5) 若手技術者・女性技術者の配置（最大 0.75 点）

a 若手（公告日現在で 40 歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合 : 0.5 点

b 若手（公告日現在で 35 歳未満）又は女性の現場代理人を配置する場合 : 0.25 点

※1 若手（公告日現在で 35 歳未満）又は女性の技術者が、主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加点（0.5 点）とする。

※2 工事内容によっては、a のみとすることができる。

6) ICT活用工事（最大0.5点）

a ICT活用工事の実績を有する主任技術者を配置する場合 : 0.5点

※1 公告日現在で、工事成績評定通知書又は、履行実績証明書に記載のしゅん工日から2年以内の実績を評価対象とする。

※2 ICT活用工事の実績は主任技術者として担当した工事を要件とし、工事成績評定点が65点未満の実績は評価の対象としない。

※3 予定価格（税込み）6,000万円以上の建設工事を対象とする。

※4 建築工事は評価しない。

※5 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任技術者としての実績で評価することができるものとする。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」、「実績等」、「ICT活用工事」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。

さらに、当該工事においては、現場代理人も主任技術者として担当した工事实績、工事成績とみなし、その後の工事で評価できる。（その後の工事の入札において、申請時に工事成績評定の写しならびに配置技術者予定調書を要する。）

※6 産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した場合は、申請に基づき、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。

※7 災害復旧工事に従事した場合は、申請に基づき、この工期に相当する期間（工事開始日からしゅん工検査日まで）を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。ただし、災害復旧工事に従事した場合は、ICT活用工事を実施できないと認められる工事に限る。

⑥建設マネジメント（一部必須）：労働環境の改善への取り組みにより評価する。（最大1.75点）

1) 労働環境（必須）（1.0点）

a 経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況（W1）が30点以上ある者 : 1.0点

※1 労働環境は必須とする。

※2 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況（W1）は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。

2) 建設キャリアアップ（必須）（0.25点）

a 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者 : 0.25点

※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。（「長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」）

※2 価格以外の評価点申請書で建設キャリアアップの評価を申請した落札候補者に対し、誓約書（様式5-20号）の提出を求める。

※3 受注者は、工事着手前に建設キャリアアップシステムを活用することについて発注者と協議し、実施内容について承諾を得るものとする。

※4 受注者は、下請企業や技能労働者に対し、建設キャリアアップシステムを説明し、登録を要請するものとする。

※5 下請企業や技能労働者が登録しない場合や、登録申請中など活用することが困難な場合で

あっても、発注者に対して説明経緯と併せてその旨を報告し、発注者の承諾を得た場合には活用したものとする。

※6 予定価格（税込み）3,500 万円以上の建設工事を対象とする。

3) ICT活用工事（最大0.5点）

a ICT活用工事の実績を有する者 : 0.25 点

b 当該工事において、ICTを活用することを誓約する者 : 0.25 点

※1 公告日現在で、工事成績評定通知書又は、履行実績証明書に記載のしゅん工日から1年以内の実績を評価対象とする。

※2 工事成績評定点が65点未満の実績は評価の対象としない。

※3 誓約の対象は、公告で示す内容に限る。

※4 予定価格（税込み）6,000 万円以上の建設工事を対象とする。

※5 建築工事は評価しない。

⑦施工体制（選択）（解体工事に適用）：専門性の高い工事の施工体制などにより工事品質の確保が可能な工事において工事の技能者や施工機械の有無などにより評価する。（最大2.0点）

1) 当該工事に自社雇用の技能者を従事させる者 : 1.0 点

2) 当該工事を自社保有の解体用重機で施工する者 : 1.0 点

※1 自社雇用とは、自社で3か月以上（開札日以前）恒常的に雇用していること。また、その技能者が対象工事に従事するものとする。

※2 技能者は、労働安全衛生法第61条による技能講習「車両系：解体」の修了者とする。

※3 自社保有の解体用重機で施工する者は、対象工事のうち、主たる工事に必要とする建設機械を自社で所有（公告日現在）し、かつ対象工事で使用するものとする。

※4 解体用重機バックホウ（新JIS規格バケット容量0.28m³以上）及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの圧碎機又は切断機で対象工事の規模等により加点条件を設定することができる。

(3) 工事成績等簡易Ⅱ型 (4.0～7.0 点)

工事成績、その他の項目（施工体制、地域要件、技術者要件のうち2項目を選択）について算定する。
評価の基準は以下により、案件ごとに定めるものとする。

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

①工事成績（選択）：県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。(最大2.0点)

a 評価点＝2.0点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去2か年の工事成績評定点を単純平均して求める。
なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。

また、本店扱いの営業所等が認定を受けた業種において応札する場合は、本社・他の営業所等の成績点は含まない。

[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が86点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。
(評価点の計算において、86点を上限とする。)

※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5 工事成績点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。

※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

※7 工事成績点は、見直し基準日より3か月以前から2か年遡った間にしゅん工している工事（しゅん工年月日）の工事成績評定点を対象とする。ただし、2か年遡った間にしゅん工している工事が5件未満の場合は4か年とする。

※8 工事成績点の対象工事は、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。

※9 工事成績点の業種区分は、「舗装工事」とする。

※10 評価点は2.0点とする。

※11 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1（粗雑工事、契約違反）に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が、見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。

②施工体制（選択）：専門性の高い工事の施工体制などにより工事品質の確保が可能な工事において工事の技能者や施工機械の有無などにより評価する。(2.0点) (以下の1)、2)のいずれかの項目を選択)

1) 直営で施工する者 : 2.0点

2) アスファルトフィニッシャーを自社保有する者 : 2.0点

※1 直営で施工する者は、自社で建設機械の運転技能者を雇用していること。その運転技能者が対象工事に従事するものとする。

※2 建設機械は、アスファルトフィニッシャーとする。

※3 運転技能者とは、建設機械を直接運転するオペレーターとし、建設機械のレバー操作等の作業者は除く。

※4 自社雇用とは、自社で3か月以上（開札日以前）恒常的に雇用していること。

※5 運転技能者は、大型特殊運転免許を有し、かつ、労働安全衛生法第61条による技能講習「車両系：整地・運搬・掘削」の修了者とする。

※6 アスファルトフィニッシャーを自社保有する者は、対象工事のうち、主たる工事に必要とする建設機械を自社で所有（公告日現在）し、かつ対象工事で使用するものとする。

※7 アスファルトフィニッシャーの自社保有は、自社名義のみとする。

3) 手持ち工事量により減点評価する。（必須）（最大－0.1点）

a 手持ち工事がある者 : －0.1点

※1 工事量は、公告日現在で評価する。

※2 長野県（知事部局、企業局）発注の舗装工事を対象とする。

③地域要件（選択）：対象工事の実施箇所と応札者の本店所在地又は施工実績を評価する。（2.0点）（以下の1）、2）のいずれかの項目を選択）

1) 対象工事と同一の市町村等に本店のある者 : 2.0点

※1 対象工事に所在する同一の市町村に本店がある者とする。市町村の設定は平成元年合併後の新市町村区分によることを原則とする。地域或いは工事箇所の実情を考慮する必要がある場合は、複数市町村又は旧市町村単位等を設定することができる。

2) 対象工事の近隣地域での同種工事の実績を有する者 : 2.0点

※1 対象工事の市町村又は当該路線等での舗装工事（土木一式工事は除く）の実績を有する者とする。地域或いは工事箇所の実情を考慮する必要がある場合は、旧市町村単位、複数市町村等の設定をすることができる。

※2 実績は、公共機関等（CORINSへの登録に関する規約第3条で定義された機関）から発注された工事を元請したものをもととする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含める事ができるものとする。

④技術者要件（選択）：契約時に配置できる技術者の有無により評価する。（3.0点）（以下の1）、2）のいずれかの項目を選択）

1) a 主任技術者を専任で配置できる場合 : 2.0点

b 1、2級舗装施工管理技術者を配置できる場合 : 2.0点

※1 上記a、bのいずれかの項目を評価対象とする。

※2 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要）

※3 技術者の配置は、契約工期を基本とするが、技術者の専任期間（工事現場に専任で配置すべき期間）に準じて、配置の可否を判断するものとする。

2) a 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性を主任技術者へ配置する場合 : 2.0点

b 若手（公告日現在で35歳未満）又は女性を現場代理人へ配置する場合 : 1.0点

※1 若手（公告日現在で35歳未満）又は女性が、主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加点（2.0点）とする。

(4) 地域貢献等簡易型 (4.0～9.0 点)

工事成績、その他の項目について算定する。評価の基準は以下により、案件ごとに定めるものとする。

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

①工事成績 (選択) : 県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。(最大2.0点)

a 評価点 = $2.0 \text{ 点} \times (\text{工事成績点} - 65) / (\text{最高工事成績点} - 65)$

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去2か年の工事成績評定点を単純平均して求める。
なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。

また、本店扱いの営業所等が認定を受けた業種において応札する場合は、本社・他の営業所等の成績点は含まない。

[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が86点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。
(評価点の計算において、86点を上限とする。)

※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5 工事成績点は、毎年四半期毎 (見直し基準日: 4/1、7/1、10/1、1/1) に見直したものを適用する。

※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

※7 工事成績点は、見直し基準日より3か月以前から2か年遡った間にしゅん工している工事 (しゅん工年月日) の工事成績評定点を対象とする。ただし、2か年遡った間にしゅん工している工事が5件未満の場合は4か年とする。

※8 工事成績点の対象工事は、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。

※9 工事成績点の業種区分は、業種区分に関わらず全ての工事を対象とする。なお、専門性の高い工事 (「とび・土工・コンクリート工事」) にあつては案件ごとに定める業種の工事を対象とすることができるものとする。

※10 評価点は2.0点とする。

※11 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1-1 (粗雑工事、契約違反) に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が、見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。

②地域貢献度 (選択) : 災害復旧工事、災害応急活動の実施状況、小規模補修工事当番への登録等により評価する。(最大3.5点)

1) 災害復旧工事の実績 (必須) (1.0点)

a 過去5年間又は現年度に管内の災害復旧工事の実績を有する者 : 1.0点

※1 発注機関の災害復旧工事を対象とする。

※2 発注機関の長の判断により、求める実績の期間を延長することができる。

2) 災害時応急活動の実績 (必須) (1.0点)

a 県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内・該当地域において発注機関からの依頼を受けて災害

時応急活動を行った者 : 1.0 点

※1 期間は「過去5年間」又は「現年度」を基本とし、発注機関の長の判断により、求める実績の期間を延長することができる。

3) 小規模補修工事当番登録等 (選択) (1.0 点)

a 県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者 (重複加点しない) : 1.0 点

※1 小規模維持補修工事当番登録は「土木」を明示し、毎年4月1日公告分から該当年度での当番登録者に切り替えるものとする。

※2 「小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者」は、契約工期の開始日から次回と同箇所を対象とする契約の工期開始日前日までを対象とする。

※3 「小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者」には、構成する全社を含む。

4) 地域貢献等の実績 (選択) (0.5 点)

a 発注機関が定める地域貢献等の実績を有する者 : 0.5 点

※1 地域に貢献した活動実績等を発注機関が独自に評価項目に定めて評価をすることができるものとする。

③災害時体制 (必須): 災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。(0.5 点) (以下の a、b、c のいずれかの項目を選択)

a 経営事項審査の建設機械の保有状況 (W7) の加点を得ている者 : 0.5 点

b 経営事項審査の建設機械の保有状況 (W7) において、発注者が定める点以上の加点を得ている者の加点を得ている者 : 0.5 点

c 発注者が定める建設機械種別並びにその台数 (必要に応じオペレーターを追加) を保有している者 : 0.5 点

※1 建設機械の保有状況 (W7) は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。

※2 オペレーターは、自社で3か月以上 (開札日以前) 恒常的に雇用していること。

④地域精通度 (必須): 対象工事の実施箇所と応札者の本店所在地を基に評価する。(最大 2.0 点)

a 対象工事の近隣に本店のある者 : 1.0 点

b 対象工事と同一の市町村に本店のある者 : 0.5 点

※1 上記 a、b のいずれかの点数を加点する。

※2 地域の実情に応じて、旧市町村単位、大字など市町村の行政区域を細分化した地域設定ができるものとする。

※3 市町村の設定は平成元年合併後の新市町村区分によることを原則とする。ただし、地域あるいは工事箇所の実情を考慮する必要がある場合は、複数市町村等の地域設定することができる。

※4 発注機関の長の判断により、a の配点を 2.0 点に、b の配点を 1.0 点にすることができる。

⑤配置技術者 (選択): 若手技術者・女性技術者の配置を評価する。(0.75 点)

a 若手技術者 (公告日現在で 40 歳未満) 又は女性技術者を主任技術者へ配置する場合 : 0.5 点

b 若手技術者 (公告日現在で 35 歳未満) 又は女性技術者を現場代理人へ配置する場合 : 0.25 点

- ※1 若手（公告日現在で35歳未満）又は女性が、主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加点（0.5点）とする。

⑥建設キャリアアップ（必須）：建設キャリアアップシステムの活用を評価する。（0.25点）

- a 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者 : 0.25点
- ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。（「長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」）
- ※2 価格以外の評価点申請書で建設キャリアアップの評価を申請した落札候補者に対し、誓約書（様式5-20号）の提出を求める。
- ※3 受注者は、工事着手前に建設キャリアアップシステムを活用することについて発注者と協議し、実施内容について承諾を得るものとする。
- ※4 受注者は、下請企業や技能労働者に対し、建設キャリアアップシステムを説明し、登録を要請するものとする。
- ※5 下請企業や技能労働者が登録しない場合や、登録申請中など活用することが困難な場合であっても、発注者に対して説明経緯と併せてその旨を報告し、発注者の承諾を得た場合には活用したものとする。
- ※6 予定価格（税込み）3,500万円以上の建設工事を対象とする。

⑦施工体制（必須）：手持ち工事量により評価する。（最大（下限）－1.0点）

下記a、bの点数の合計を加点する。ただしaとbの点数の合計は－1.0点を下限とする

- a （当初契約金額6,000万円以上の工事件数）×（－0.2点） : 0～－1.0点
- b （a以外で当初契約金額3,500万円以上の工事件数）×（－0.1点） : 0～－1.0点
- ※1 工事量は、公告日現在の合計で評価する。
- ※2 予定価格（税込み）6,000万円未満の建設工事を対象とする。
- ※3 長野県（知事部局、企業局）発注の建設工事を対象とする。ただし、災害復旧工事は対象としない。

(5) 技術者実績等簡易型 (2.0~16.25 点)

業務成績、技術者の資格、技術者の同種業務の実績、社会貢献等の項目について算定する。ただし、業務成績及び管理技術者等の実績については必須の評価とし、それ以外は選択とする。また、評価の基準は以下により、案件ごとに定めるものとする。

①業務成績 (選択) : 県発注業務の平均業務成績評定点を基に算出する。(最大 6.0 点)

$$a \quad \text{評価点} = 6.0 \text{ 点} \times (\text{業務成績点} - 60) / (\text{最高業務成績点} - 60)$$

[小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

※ 1 業務成績点は、入札者の県発注業務の過去 2 か年の業務成績評定点を単純平均して求める。

なお、過去 2 か年の件数が 5 件未満の場合は過去 4 か年とする。

また、本店扱いの営業所等が認定を受けた業種において応札する場合は、本社・他の営業所等の成績点は含まない。

[小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]

※ 2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。

※ 3 業務成績点が 84 点以上の場合は、業務成績点及び最高業務成績点を 84 点として計算する。
(評価点の計算において、84 点を上限とする。)

※ 4 業務成績点が 60 点の場合及び過去 4 か年に業務成績評定点がない場合の評価点は 0 点、60 点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※ 5 業務成績点は毎年四半期毎 (見直し基準日 : 4/1、7/1、10/1、1/1) に見直したものを適用する。

※ 6 業務成績点は見直し基準日以降に公告をする案件に適用する。

※ 7 業務成績点は見直し基準日より 3 か月以前から 2 か年遡った間に完了している業務 (完了年月日) の業務成績評定点を対象とする。ただし、2 か年遡った間に完了している業務が 5 件未満の場合は 4 か年とする。

※ 8 業務成績評定点の取得者が少ない業務においては、配点を下げることができるものとする。

※ 9 業務成績点は、案件ごとに定める業種ごと評価する評価対象業種 (「測量」「建築コンサルタント」「建設コンサルタント」「地質調査」「補償コンサルタント」) の業務を対象とする。

※ 10 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表 1-1 (粗雑工事、契約違反) に該当し、第 6 により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の 3 か月以前から 3 か月遡った間に含まれる場合、業務成績評定点を 0 点とする。

②業務実績 (選択) : 過去の業務表彰の有無により評価する。(最大 0.25 点)

1) 長野県優良技術者表彰実績 (最大 0.25 点)

a 過去 3 か年に委託業務に係る長野県優良技術者表彰の受賞実績を有する者

: 0.25 点

③管理技術者等 [測量、地質調査・解析、用地調査業務等] にあつては主任技術者等 (一部必須) : 業務の技術上の管理及び統括等を担う技術者の能力により評価する。(最大 5.50 点)

1) 実績 (必須) (最大 2.0 点)

a 同種業務の担当実績が豊富な者 (一定の規模、件数など) : 2.0 点

b 同種業務の担当実績がある者 (一定の規模、件数など) : 1.0 点

※ 1 上記 a、b のいずれかの点数を加点する。

※2 求める実績の期間、規模、件数等については、「同種工事（業務）に関する基本的な考え方」参考に、案件毎に発注機関の長が定めることとする。

※3 コンサルタント業務にあつては管理技術者、照査技術者又は平成21年4月1日以降契約案件の担当技術者として、測量・調査業務にあつては主任技術者、平成21年3月31日までの公告案件の現場代理人又は平成21年4月1日以降契約案件の担当技術者としての実績に限る。

ただし、公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者（補助管理技術者又は補助主任技術者）の実績で評価することができるものとする。

※4 業務成績評定点が60点未満の同種業務については、実績として認めないものとする。

2) 成績（最大1.0点）

a 過去3か年に完了した長野県発注の同種業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する技術者、又は過去3か年で委託業務に係る長野県優良技術者表彰を受賞した若手技術者（公告日現在で40歳未満に限る）を配置できる場合 : 1.0点

b a以外で、過去3か年の長野県発注の同種業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を1件有する技術者を配置できる場合 : 0.75点

c a、b以外で、過去3か年の長野県発注の同種業務において、業務成績評定点が78点以上の実績を1件有する技術者を配置できる場合 : 0.5点

※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加点する。

※2 当該年度の技術者表彰者は、翌年度4月1日公告分から評価できるものとする。

※3 aについて、長野県優良技術者表彰の若手部門にあつては評価できる期間を過去3か年とする。

※4 業務成績評定点は、コンサルタント業務にあつては管理技術者として、測量・調査業務にあつては主任技術者としての実績に限る。

※5 業務成績評定点による加点については、コンサルタント業務にあつては管理技術者として、測量・調査業務にあつては主任技術者として担当した業務を要件とする。

※6 産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。

※7 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者（補助管理技術者又は補助主任技術者）が担当した管理技術者としての実績等で評価することができるものとする。

※8 大規模や高難度の業務については、aの評価対象に「過去3か年で委託業務に係る長野県優良技術者表彰を受賞した若手技術者（公告日現在で40歳未満に限る）」を「過去5か年で委託業務に係る長野県優良技術者表彰を受賞した技術者を配置できる場合」とすることができる。

3) 継続学習（最大0.75点）

a 設計業務、地質調査業務、環境調査業務において、建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が40単位以上、建築コンサルタント業務において、建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が12単位以上、補償コンサルタント業務において、補償コンサルタント継続的能力開発制度運営委員会が認定したCPDプログラムにおける学習単位が30単位以上の者を配置できる場合 : 0.75点

b a以外で設計業務、地質調査業務、環境調査業務において、建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が30単位以上、建築コンサルタント業務において、

- 建築C P D運営会議に属する団体が認定したC P Dプログラムにおける学習単位が6単位以、補償コンサルタント業務において、補償コンサルタント継続的能力開発制度運営委員会が認定したC P Dプログラムにおける学習単位が15単位以上の者を配置できる場合 : 0.5点
- c 測量業務において、測量系C P D協議会に属する団体が認定したC P Dプログラムにおける学習単位が10単位以上の者を配置できる場合 : 0.5点
- ※1 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。
- 4) 手持ち業務量 (最大 (下限) -1.0点)
- イ 配置技術者が管理技術者の場合
- a 長野県事業の手持ち業務量が6件以上ある者 : -1.0点
- b a以外で長野県事業の手持ち業務量が4件以上ある者 : -0.5点
- ロ 配置技術者が主任技術者(測量業務のみ)の場合
- a 長野県事業の手持ち業務量が5件以上ある者 : -1.0点
- b a以外で長野県事業の手持ち業務量が3件以上ある者 : -0.5点
- ※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。
- ※2 県外企業が応札できない案件に適用する。
- ※3 業務量は、公告日現在で管理技術者は管理技術者としての、主任技術者は主任技術者(測量業務のみ)としての業務量の合計で評価する。
- ※4 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は主任技術者)が担当している管理技術者としての業務量で評価することができるものとする。
- ※5 長野県発注(知事部局、企業局)の業務を対象とする。
- 5) 資格 (最大1.0点)
- a 求める資格を有する者 : 1.0点
- b aに準じる資格を有する者 : 0.5点
- ※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。
- ※2 資格名は案件毎に具体的に明示することとし、複数資格の設定も可能とする。
- ※3 資格は、公告日現在で所持していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要)
- ※4 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は主任技術者)の資格で評価することができるものとする。
- 6) 若手技術者の配置 (最大0.25点)
- a 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置する場合 : 0.25点

④照査技術者等(選択): 当該業務の技術上の照査又は専門的な業務を担う技術者の能力により評価する。
(最大2.5点)

1) 実績 (最大1.0点)

- a 同種業務の担当実績が豊富な者(一定の規模、件数など) : 1.0点
- b 同種業務の担当実績がある者(一定の規模、件数など) : 0.5点

※1~4 上記③1)と同様

2) 継続学習(設計業務、地質調査業務、環境調査業務の場合のみ) (最大0.5点)

- a 建設系C P D協議会に属する団体が認定したC P Dプログラムにおける学習単位が30単位以

上の者を配置できる場合 : 0.5 点

※1 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。

3) 資格 (最大 1.0 点)

a 求める資格を有する者 : 1.0 点

b aに準じる資格を有する者 : 0.5 点

※1～3 上記③5)と同様

※4 測量・地質等は主任技術者と同じ内容の評価はしない。

⑤地域要件 (選択) : 応札者の本店の所在地により評価する。(最大 1.5 点)

イ 県外に本店がある企業が参加できる入札参加資格要件の場合

a 県内に本店本社がある者 : 1.5 点

ロ 測量又は設計業務で「県内本店」が入札参加資格要件の場合

a 4ブロック内に本店がある者 : 1.0 点

⑥社会貢献 (選択) : 県の災害時緊急調査当番登録、災害時応急活動の実施状況により評価する。(最大 1.0 点)

1) 災害時緊急調査当番登録 (0.5 点)

a 県の災害時緊急調査当番登録している者 : 0.5 点

※1 毎年7月1日公告分から該当年度での当番登録者に切り替えるものとする。

※2 災害時緊急調査当番登録は「測量及び設計業務」「地質調査業務」の別を明示する。

2) 災害時緊急体制の整備 (0.5 点)

a 県との災害協定に基づく、被災状況調査などの緊急活動に協力する体制を整えている者 : 0.5 点

※1 「緊急活動に協力する体制を整えている者」は、以下のいずれかとする。

・長野県被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者を雇用する企業

・長野県木造住宅耐震診断士の登録及び業務実績がある者を雇用する企業

・過去3年間長野県砂防ボランティア協会に所属し、かつ斜面判定士の認定を受けている者を雇用する企業

※2 長野県砂防ボランティア協会に所属する者については、毎年10月1日公告分から当該年度での会員登録者に切り換えるものとする。

(6) 技術者実績等簡易Ⅱ型 (0.5～3.0 点)

業務成績、管理技術者等手持ち業務量等の項目について算定する。評価の基準は以下により、案件ごとに定めるものとする。

①業務成績 (選択) : 県発注業務の平均業務成績評定点を基に算出する。(最大 2.0 点)

a 評価点 = $2.0 \text{ 点} \times (\text{業務成績点} - 60) / (\text{最高業務成績点} - 60)$

[小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

※1 業務成績点は、入札者の県発注業務の過去 2 か年の業務成績評定点を単純平均して求める。
なお、過去 2 か年の件数が 5 件未満の場合は過去 4 か年とする。

また、本店扱いの営業所等が認定を受けた業種において応札する場合は、本社・他の営業所等の成績点は含まない。

[小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]

※2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。

※3 業務成績点が 84 点以上の場合は、業務成績点及び最高業務成績点を 84 点として計算する。
(評価点の計算において、84 点を上限とする。)

※4 業務成績点が 60 点の場合及び過去 4 か年に業務成績評定点がない場合の評価点は 0 点、60 点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5 業務成績点は毎年四半期毎 (見直し基準日 : 4/1、7/1、10/1、1/1) に見直したものを適用する。

※6 業務成績点は見直し基準日以降に公告をする案件に適用する。

※7 業務成績点は見直し基準日より 3 か月以前から 2 か年遡った間に完了している業務 (完了年月日) の業務成績評定点を対象とする。ただし、2 か年遡った間に完了している業務が 5 件未満の場合は 4 か年とする。

※8 評価点は 2.0 点とする。

※9 業務成績点は、案件ごとに定める業種ごと評価する評価対象業種 (「測量」「建築コンサルタント」「建設コンサルタント」「地質調査」「補償コンサルタント」) の業務を対象とする。
ただし、平成 27 年 9 月 30 日までに完了した業務の業務成績点は、業種区分に関わらず全ての業務を対象とする。

※10 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表 1-1 (粗雑工事、契約違反) に該当し、第 6 により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の 3 か月以前から 3 か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を 0 点とする。

②管理技術者等手持ち業務量 [測量、地質調査・解析、用地調査業務等にあつては主任技術者] (必須) :

業務の技術上の管理及び統括等を担う技術者の手持ち業務量により評価する。(最大 (下限) -2.0 点)
下記 a、b の点数の合計を加点する。ただし a と b の点数の合計は -2.0 点を下限とする。

a 長野県事業の手持ち業務において管理技術者又は主任技術者である業務量
(業務件数) $\times$ (-0.2 点) : 0 ~ -2.0 点

b 長野県事業の手持ち業務において照査技術者又は担当技術者である業務量
(業務件数) $\times$ (-0.1 点) : 0 ~ -2.0 点

※1 業務量は、公告日現在の合計で評価する。

※2 長野県発注 (知事部局、企業局) の業務を対象とする。

③**地域要件**（必須）：応札者の本店の所在地により評価する。（最大 1.0 点）

- | | | |
|---|------------------------|----------|
| a | 業務箇所と同一地域振興局管内に本店がある者 | : 1.0 点 |
| b | 業務箇所と同一 4 ブロック内に本店がある者 | : 0.75 点 |
| c | 県内に本店がある者 | : 0.5 点 |

※ a、b については、地域の実情等を勘案し加点項目としないこともできる。

※ただし、地質調査業務、専門的な測量業務については、上記 b（業務箇所と同一 4 ブロック内）を最大点とする。